

公益財団法人鳥取市学校給食会一般事業主行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、仕事と家庭生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行う。併せて、育児休業からの復職後又は子育てを行う女性職員が就業を継続し、活躍できるよう取組みを行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～ 令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。
育児休業からの復職後又は子育て中の女性職員が就業を継続し、活躍できる制度の導入。

〈対策1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上。〉

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握と取得促進を図る。
- 令和3年9月～ 計画的な取得に向けて、各センターにおいて取得計画を策定。

〈対策2：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う制度の導入。〉

- 令和3年6月～ 労働者の具体的なニーズを調査、制度の検討開始。
- 令和3年8月～ 新制度についての女性職員、管理職等を対象とした研修を実施。
- 令和3年9月～ 制度の周知・啓発の実施。

〈対策3：育児休業からの復職後又は子育て中の女性職員を対象とした能力向上のための制度の導入、研修等の実施。〉

- 令和3年6月～ 労働者の具体的なニーズを調査、制度の検討開始。
- 令和4年4月～ 新制度についての女性職員、管理職等を対象とした研修を実施。
- 令和4年4月～ 制度の周知・啓発の実施。